

隊友 船橋だより

平成25年11月号 発行：千葉県隊友会 船橋支部事務局

自衛官OBが会社を退職する時の年金、その他の関連手続き

1. 退職時は、会社から次のものを貰って下さい。(離職票と源泉徴収票は退職当日に貰えないので郵送処置)

- ① 雇用保険被保険者証 ② 離職票-1、-2の2枚(退職後約10日)
- ③ 給与所得の源泉徴収票 ④ 退職所得の源泉徴収票(退職金があるとき)
- ⑤ 退職証明書 ⑥ 年金手帳(会社が保管しているとき)
- ⑦ 健康保険被保険者資格喪失証明書(保険証は返納) ⑧ 厚生年金基金加入員証(会社が基金加入時)

会社に返納すべきものもありますので、忘れないように、デスク周りやロッカー等の清掃も。

2. 雇用保険の失業給付または高年齢求職者給付金の受給

- (1) 退職時に、65歳に達していない時

ア. 失業給付を貰うと厚生年金と共済年金ともに支給停止になり、失業給付受給終了後3カ月は年金を貰えません。どちらが多いか見込額を出して貰って比較後、多い方を貰いましょう。

イ. 64歳から65歳の間に定年等で退職するときは、失業給付を貰うことを1年延長できます。65歳過ぎて直ぐにハローワークで求職の申込みをすると失業給付と年金の両方を受給できます。細部の手続きは、ハローワークでお尋ね下さい。

- (2) 退職時に、65歳に達している時

退職後、努めて早く、お住まい近くのハローワークに行き高年齢求職者給付金の手続き1回だけすると、個人によって差がありますが、10万円から30万円近くを貰えますので小遣いになります。雇用保険加入、6カ月以上1年未満で基本手当日額の30日分、1年以上で50日分。インターネットで次を開いてください。

<http://www13.plala.or.jp/S-Kawamura/jimu/kounenkyuusyokusya.html>

細部は、ハローワークでお尋ね下さい。

3. 会社に在職中、退職共済年金を減額されていたら、会社を退職後、減額を停止し、全額を貰うための手続きを実施します。減額されていなかったら必要ありません。

「年金の一部支給停止事由の消滅等届(退職等届)」、インターネットで次を開くと、この定型用紙があるので印刷して下さい。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/jukyusya/pdf/dl-06pdf>

この定型用紙に必要事項を記述し、退職直前に会社の証明を貰い、下記に郵送されたら良いです。連合会には、自分で行かれて提出されても良いです。これで手続きは、終わりで退職後、次の年金から全額振り込まれます。

〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎2階

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室(年金支給第一課) 電話 03-3265-8141(代)

月曜日～金曜日(祝日・年末 年始を除く)9:00 から 18:00 まで

「地下鉄東西線・半蔵門線、都営新宿線」 九段下駅下車6番出口から徒歩約8分

「地下鉄東西線」 竹橋駅下車1b出口から徒歩約8分

4. 2月頃、確定申告(税務署または、eTAX)もありますので、忘れないように申告して下さい。
5. 退職時に奥様が60歳未満で国民年金の第3号被保険者の時は、第1号被保険者への種別変更手続きを市役所または、年金事務所の国民年金課で実施してください。

6. 健康保険は、会社の健康保険に2年間任意継続して加入するか、市役所で国民健康保険に加入する必要があります。前年の源泉徴収票等を持参し、保険料を見積もって貰い、安い方を選択されたらよいでしょう。

退職後は、夫婦二人とも仲良く、楽しく、元気よく、長生きすることが一番です。

(前支部長 井本敏夫)

次回は、「自衛官OBが亡くなられた時の遺族年金等の請求手続きについて」を掲載します。

秋、危険従事者叙勲 日野幸喜氏

秋、叙勲 天本宏太郎氏 おめでとうございます。

訃報 椎名豊氏(薬円台分会) 10月24日が逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。